

2019年4月から5月の国民の休日による診療体制のご案内

2019年4月27日から5月6日までの当院の診療体制は以下のとおりとなります。

ご来院の皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますがよろしくお願い申し上げます。

日付	曜日	休日名	当院の診療体制
4月27日	土	休日	1日休診
4月28日	日	休日	1日休診
4月29日	月	昭和の日（祝日）	1日休診
4月30日	火	国民の休日（祝日）	通常診療
5月1日	水	国民の休日・新天皇即位（祝日）	1日休診
5月2日	木	国民の休日（祝日）	通常診療
5月3日	金	憲法記念日（祝日）	1日休診
5月4日	土	みどりの日（休日・祝日）	1日休診
5月5日	日	こどもの日（休日）	1日休診
5月6日	月	振替休日（祝日）	1日休診

- ※ 上記期間中の救急診療は行います。
- ※ 4月30日と5月2日は、通常診療を行います。
- ※ 5月7日以降は、通常診療となります。